

平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

府 省 庁 名 総務省

No	2		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
見直し項目名	ブロードバンドによる情報格差解消税制 (次世代ブロードバンド基盤を構築する施設に係る課税標準の特例措置)		
見直し内容(概要)	<p>・支援措置を必要とする制度の概要</p> <p>電気通信事業者、有線テレビジョン放送事業者及び有線放送電話業者が、ブロードバンド基盤の構築に係る一定の施設・設備を取得した場合、当該施設・設備に係る固定資産税について、課税標準の特例措置を行う。</p> <p>(1) 対象者 電気通信事業者、有線テレビジョン放送事業者及び有線放送電話業者 (資本金の額又は出資金の額が50億円未満の事業者に限定)</p> <p>(2) 対象設備</p> <p>ア 電気通信事業者：加入者系光ファイバケーブル、波長分割多重化装置、端末系光端局装置、IPバージョン6対応ルーター、電気通信事業用IPアドレス変換装置、IPv6対応管理装置、IPv6対応VOPサーバー、IPv4/IPv6トランスレータ</p> <p>イ 有線テレビジョン放送事業者：光幹線路、光端局装置</p> <p>ウ 電気通信事業者及び有線放送電話業者：小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>以下の設備等について課税標準の特例措置を行う。</p> <p>(1) 課税標準2/3のもの 小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備</p> <p>(2) 課税標準3/4のもの 加入者系光ファイバケーブル（配線盤～最終配線盤） ※総務大臣が別に定める地域に設置するものに限る</p> <p>(3) 課税標準4/5のもの 加入者系光ファイバケーブル（事業所～配線盤（分岐点））、波長分割多重化装置、端末系光端局装置、IPバージョン6対応ルーター、電気通信事業用IPアドレス変換装置、IPv6対応管理装置、IPv6対応VOPサーバー、IPv4/IPv6トランスレータ、光幹線路、光端局装置</p>		
関係条文	<p>・地方税法付則第15条第15項、第16項及び第37項</p> <p>・地方税法施行令附則第11条第21項から第22項及び第49項</p> <p>・地方税法施行規則附則第6条第35項及び第64項から第65項</p>		
増収見込額	+59 (▲59) (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	<p>・本措置の主要目的である「2010年度末までのブロードバンド・ゼロ地域の解消」については、2006年1月の「IT新改革戦略」（IT戦略本部）等に掲げられており、2009年7月の「民主党政案集INDEX2009」においても「情報格差の解消」が掲げられているところ。</p> <p>・本措置に係る電気通信基盤充実臨時措置法は、2011年5月が法期限とされている。</p> <p>・本税制は上記目標達成期限（2011年3月）までの1年間に限り、延長・拡充が認められていたことから、今般これを廃止しようとするもの。</p>		